

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
31	1111	医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費()	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位	1回につき		
31	1113	医師居宅療養管理指導 2		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位			
31	1115	医師居宅療養管理指導 3		(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位	446			
31	1112	医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費()(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	299 単位		299	
31	1114	医師居宅療養管理指導 2		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	287 単位	287			
31	1116	医師居宅療養管理指導 3		(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位	260			
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	517 単位		517		
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487		
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合	441 単位		441		
31	1221	薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の 薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位		566	
31	1222	薬剤師居宅療養 1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	666			
31	1251	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位		417	
31	1252	薬剤師居宅療養 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	517			
31	1244	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位		380	
31	1245	薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	480			
31	1223	薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤 師の場合	(一)単一建物 居住者が1人の 場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)	518 単位		518
31	1224	薬剤師居宅療養 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	618		
31	1255	薬剤師居宅療養 2			518 単位	518			
31	1256	薬剤師居宅療養 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	618			
31	1225	薬剤師居宅療養 3			(二)単一建物 居住者が2人 以上9人以下 の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)	379 単位		379
31	1226	薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	479			
31	1253	薬剤師居宅療養 4			379 単位	379			
31	1254	薬剤師居宅療養 4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	479			
31	1246	薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び (二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)	342 単位		342
31	1247	薬剤師居宅療養 5・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	442			
31	1248	薬剤師居宅療養 6			342 単位	342			
31	1249	薬剤師居宅療養 6・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位	442			
31	1257	薬剤師居宅療養 7			(四)情報通信機器を用いて行う 場合	46 単位		46	
31	1258	薬剤師居宅療養 8			在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度) 注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)	46 単位		46	
31	1131	管理栄養士居宅療養 1	ニ 管理栄養士が行う 場合	(1)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所の管理栄 養士が行っ た場合	管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545	
31	1132	管理栄養士居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487		
31	1133	管理栄養士居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444		
31	1151	管理栄養士居宅療養 4			(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545		
31	1152	管理栄養士居宅療養 5			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487		
31	1153	管理栄養士居宅療養 6			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444		
31	1134	管理栄養士居宅療養 1		(2)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所以外の管 理栄養士が 行った場合	管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
31	1135	管理栄養士居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467	
31	1136	管理栄養士居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424		
31	1154	管理栄養士居宅療養 4			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525	
31	1155	管理栄養士居宅療養 5			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467		
31	1156	管理栄養士居宅療養 6			(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424		
31	1241	歯科衛生士等居宅療養			ホ 歯科衛生士等が行 う場合	がん末期の患者以外 の場合 (月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位	362
31	1243	歯科衛生士等居宅療養					(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位	326
31	1250	歯科衛生士等居宅療養					(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295
31	1281	歯科衛生士等居宅療養				がん末期の患者の場 合 (月6回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位	362
31	1282	歯科衛生士等居宅療養	(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位			326		
31	1283	歯科衛生士等居宅療養	(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位			295		
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算					
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					
31	8121	薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	250 単位加算	250				
31	8122	薬剤師在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	150 単位加算	150				